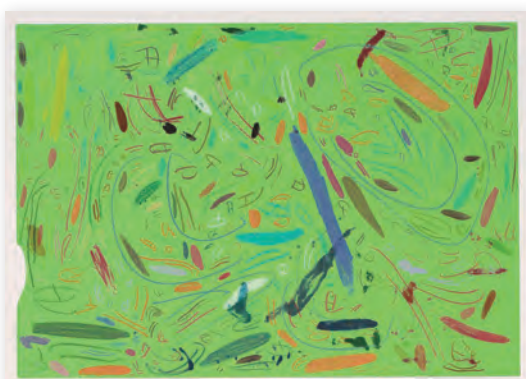


第2章（施策の方向性Ⅱ）

小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

- 1 小学校、中学校における特別支援教育の充実
- 2 都立高校等における特別支援教育の充実



掲載場所	作品名	氏名	学校名・学部・学年
上段左	カラフルな銀河	比嘉 康晴	都立矢口特別支援学校中学部 2年
上段中央	光	SHIHO	都立青鳥特別支援学校高等部 2年
上段右	グラスとかげ	渡邊 優希	都立南大沢学園高等部 2年
下段左	アフリカ ～本でみたアフリカをつくりました～	岡 優太	都立大塚ろう学校小学部 4年
下段中央	私の動物	楠瀬 晴士	都立志村学園高等部 3年
下段右	わたし	小笹 里緒	都立光明学園高等部 1年

1 小学校、中学校における特別支援教育の充実

(1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

具体的な取組

① 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実

都内に設置されている特別支援学級の多くは知的障害特別支援学級であり、この中には、児童・生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科を知的障害特別支援学校の各教科に替えている学級があります。こうした学級では、在籍する知的障害のある児童・生徒が、望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるようにすることが大切です。そのため、教科別の指導の充実を図るほか、小・中学校が必要に応じて設けている「各教科等を合わせた指導⁴⁹」においても、より効果的な指導ができるようにする必要があります。

第一次実施計画では、平成29年度から、3区市町村の小・中学校の特別支援学級及び都立知的障害特別支援学校を研究指定校とし、小・中学校の知的障害特別支援学級から都立知的障害特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究を実施してきました。

この研究では、中学校から特別支援学校の「つながり」の部分に焦点を当て、学習指導要領に示された各教科の内容をどのように年間指導計画上に配列していくかを精査し、知的障害のある児童・生徒の指導内容について検証しました。「つながり」の部分に焦点を当てる過程で、都立知的障害特別支援学校高等部の指導内容・方法の充実に加え、中学校の知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実を図る必要があることも分かりました。

そこで今後、研究指定校の指定と検討委員会の設置により、中学校の知的障害特別支援学級において、生活単元学習や作業学習など「各教科等を合わせた指導」を行う際の基となる各教科等の内容の明確化や、各教科等を合わせることで効果的な指導方法を講じられる場面などについて研究を行い、「各教科等を合わせた指導」の一層の充実を図ります。

加えて、区市町村教育委員会に対し、好事例の共有を図っていきます。

また、知的障害者用の文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の作成を進め、知的障害特別支援学級における活用を促すなど、教科別の指導の充実もあわせて図ります。

⁴⁹ 学校教育法施行規則第130条第2項に示された規定で、知的障害のある児童・生徒に対する教育をする場合において特に必要のあるときに、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行う指導の形態を指す。

② 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学級版）の開発

都教育委員会は、小・中学校の知的障害特別支援学級から都立知的障害特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究の成果を踏まえ、区市町村を単位として、小学校から中学校へ、中学校から都立高校等や都立特別支援学校へ、指導内容を円滑に引き継ぐための工夫をまとめ普及させてきました。

前述のとおり、知的障害特別支援学級の中には、在籍する児童・生徒の知的障害の状態等により、各教科を知的障害のある児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えている学級があります。こうした学級においては、在籍する児童・生徒の知的機能の障害の個人差が大きく、同一学年であっても、各教科等の内容の習得の状況が異なる場合があることから、個々の児童・生徒の実態に即して、取り扱う各教科の目標及び内容を選択し、具体的な指導目標及び指導内容を設定できるようにする必要があります。そのため、特別支援学級での指導内容に対応した、児童・生徒の、主に学力面の状況について指標等を用いて客観的に把握することにより、特別支援学級において、一層適切な指導を行えるようにすることが重要です。

そこで、今後開発する「学習支援アセスメント（特別支援学校版）（仮称）」（第1章-1-(1)-⑨（P.40））を基に、知的障害特別支援学級で活用できる「学習支援アセスメント（特別支援学級版）（仮称）」を開発し、知的障害特別支援学級における適切な指導目標及び指導内容の設定に資するようしていきます。

なお、知的障害特別支援学級には、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領に示す小学部の3段階あるいは中学部の2段階の各教科の内容を習得し、目標を達成している児童・生徒が在籍しています。そのため、「学習支援アセスメント（特別支援学級版）（仮称）」の開発においては、こうした児童・生徒を念頭に、小学校や中学校の学習指導要領に示す内容の一部を規準として取り入れるようにします。

また、「学習支援アセスメント（特別支援学級版）（仮称）」は、「学習支援アセスメント（特別支援学校版）（仮称）」とともに、就学相談において学びの場を検討する際に活用できるようにしていきます。

③ 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援

都教育委員会では、地域の小・中学校等における特別支援教育の推進・充実に向け、区市町村教育委員会や各小・中学校等の要請に応じて、都立特別支援学校が必要な支援を行うセンター的機能を活用した取組を実施しています。平成 29 年度から令和 2 年度にかけて、区市町村教育委員会と連携して、都立特別支援学校のセンター的機能により、区市町村教育委員会の指定する知的障害特別支援学級（重点支援校）への支援を計画的・継続的に実施する専門性向上事業を 53 区市町村で実施してきました。

この事業により、指導方法や教室環境の整備等について工夫改善が図られるなど、一定の成果が上がっています。

また、令和 3 年度には、こうした工夫改善事例を各校で生かすことができるよう、専門性向上事業の成果報告書を作成し、全ての区市町村教育委員会へ配布しました。今後は、重点支援校以外の小・中学校にも、都立特別支援学校のセンター的機能による支援の成果を広く普及・定着させていく必要があります。

そこで、都立特別支援学校の指導教諭や特別支援教育コーディネーター、小・中学校の特別支援学級教員を対象とした新たな研修を実施し、事例の周知や現場の具体的な課題の共有を行い、解決策を検討することなどにより、引き続き全区市町村教育委員会及び小・中学校に対し専門性向上事業の成果の周知・普及を図り、センター的機能の一層の活用を促進していきます。

④ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

小学校や中学校の学習指導要領の改訂により、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、特別支援教室や通級による指導を利用している児童・生徒については、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画を必ず作成し、活用することが求められるようになりました。

小・中学校において学校生活支援シートや個別指導計画に基づく指導と支援の充実を図る上では、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教員がこれら二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりしていくことが大切です。

また、特別支援教室や通級による指導においては、担当教員間の連携の取り方を工夫し、個別指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるようにすることも大切です。

その際、これらの作成と活用が当該の児童・生徒を担当する教員や特別支援教育コーディネーターだけに任せられないようにするとともに、全ての教員の理解と協力が得られるようにする仕組みを各小・中学校に構築していく必要があります。

そのため、都教育委員会では、書式等の改善と活用方法について区市町村教育委員会の指導主事等を対象とした特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や教員を対象とした発達障害への理解と支援に関する講習会で周知を図ってきました。

引き続き、これらの重要性について、同連絡協議会などの機会を通じて周知を図るとともに、学校生活支援シート・個別指導計画の活用状況を把握し、好事例を収集し周知することで、更なる活用に向けた区市町村教育委員会及び小・中学校の取組を促進していきます。

⑤ 特別支援学校のセンター的機能を生かした視覚障害・聴覚障害のある児童・生徒への支援

聴覚障害のある児童・生徒に対し、多様なコミュニケーション手段の習得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援、補聴器の管理指導等を適時・適切に実施することは、その後の言語能力の伸長や社会性の獲得に大きく影響します。

また、視覚障害のある児童・生徒に対しても、触察経験等を豊かにする教育的支援や保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等を適時・適切に実施することは、その後の成長・発達や社会性の獲得に大きく影響します。

そこで、都立特別支援学校のセンター的機能を生かした区市町村教育委員会及び小・中学校への支援として、都立聴覚特別支援学校と小・中学校の難聴通級指導学級の連携による児童・生徒への早期支援や、都立視覚障害又は聴覚障害特別支援学校への通級による指導と小・中学校への巡回相談を実施しています。

引き続き、これまで蓄積してきた都立特別支援学校の専門的な知識や技能を生かし、都立特別支援学校のセンター的機能を活用した通級による指導を継続するとともに、必要に応じて、小・中学校への巡回相談を実施し、通常の学級に在籍する視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒への支援を推進していきます。

⑥ 副籍制度の充実による交流活動の推進

【再掲：第1章-3-(2)-③ (P.78)】

⑦ 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究

国の中央教育審議会報告等において、インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていくことが必要とされています。

都教育委員会では、国の考え方等を踏まえつつ、第一次実施計画期間中に、就学相談機能の充実や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における教育の充実、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流活動の充実を図ってきました。

令和元年度には、インクルーシブ教育システムの構築に向けた調査・研究事業において、国内及び海外調査や有識者ヒアリングを実施しました。この基礎研究の結果を踏まえ、令和2年度から、先駆的な取組を行う区市町村教育委員会における実践的研究事業を開始し、区市町村教育委員会のインクルーシブな教育の取組に関する事項について検討及び協議を行う検討協議会の設置、幼稚園や保育所等の年中児（4歳児）の保護者や関係機関を対象に普及啓発リーフレットを作成・配布するなどの取組を進めています。

今後は、「未来の東京」戦略や東京都教育施策大綱等も踏まえながら、区市町村と連携し実践的研究事業を進めるとともに、交流及び共同学習に関する実態調査の結果を分析・検証し、それらの成果を踏まえて交流及び共同学習を促進するための具体的な方策を検討し、区市町村教育委員会及び小・中学校に普及させていきます。

保護者のみなさまへ

「気になったこと」はありますか？

小学校入学に当たり、お子さまのことで「気になったこと」はありますか？

気になったときに相談するときは、東京都教育委員会と区市町村教育委員会は、お子さまの教育や就学について、保護者のみなさまと一緒に考えます。

東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

【お問合せ先】
東京都特別支援教育推進室
電話：03-5228-3433
メール：soudan@shugaku.metro.tokyo.jp

【普及啓発リーフレット】

⑧ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援

区市町村教育委員会が就学相談を進めるに当たっては、本人及び保護者に対して十分な情報提供をした上で、その意見を最大限尊重しつつ、本人及び保護者、区市町村教育委員会と学校等が教育的ニーズと必要な支援等について合意形成を行うことが求められます。そのため、就学する予定の幼児が在籍している幼稚園、保育所、療育機関等の就学前機関との緊密な連携や、保護者への適切な情報提供が必要です。

都教育委員会では、これまで幼稚園や保育所、小学校等の関係者向けに特別支援教育や就学後の学校生活等の理解促進を図る目的で就学相談講習会を開催し、また、就学前機関からの要請で保護者相談会を実施してきました。

今後もより多くの幼稚園や保育所、小学校等の関係者や就学前段階の保護者を対象として、都立特別支援学校へ就学した後の生活に加え、都立特別支援学校の高等部段階での自立に向けた教育や、高等部卒業後の進路や生活などの理解促進につながる取組を実施することにより、区市町村教育委員会と就学前機関との早期連携や、就学前段階の保護者の早期支援に向けた体制整備を支援していく必要があります。

引き続き、区市町村教育委員会による就学前機関との早期連携や就学前段階の保護者への早期支援に向けた取組を支援するとともに、今後、より多くの幼稚園や保育所、小学校等の関係者が参加できるよう、就学相談講習会を開催する際に動画配信を取り入れるなど工夫をしていきます。

また、新たに区市町村教育委員会と都教育委員会及び都立特別支援学校が協働して行う就学前段階の保護者相談会について、就学前機関での相談会の実施状況等を踏まえ、実施方法等を検討し、試行していきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) 小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	① 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実	知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究	・委員会を設置し、「各教科等を合わせた指導」を設定することにより効果的な指導方法を講じられる場面などを検討	・研究指定校においてモデル事業の実施	→ → →	
	② 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント(特別支援学級版)の開発	(新規事業)	・令和5年度の作成委員会の設置に向け、類似指標の分析や原案の検討など準備を実施	・アセスメントの開発に向け、作成委員会による検討	→ → →	
	③ 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援	・センター的機能を活用した重点支援校への計画的・継続的支援 ・成果報告書の配布	・新たな研修の実施など専門性向上事業の成果普及によるセンター的機能の活用促進	・専門性向上事業の成果普及によるセンター的機能の活用促進	→	
	④ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	特別支援教育担当指導主事等連絡協議会等による区市町村指導主事等の理解促進	・特別支援教育担当指導主事等連絡協議会等による区市町村指導主事等の理解促進 ・小・中学校の好事例の収集・周知	→ →		
	⑤ 特別支援学校のセンター的機能を生かした視覚障害・聴覚障害のある児童・生徒への支援	センター的機能を活用した支援 ・視覚障害・聴覚障害特別支援学校への通級による指導 ・小・中学校への巡回相談	センター的機能を活用した支援 ・視覚障害・聴覚障害特別支援学校への通級による指導 ・小・中学校への巡回相談	→ → →		
	⑥ 副籍制度の充実による交流活動の推進	保護者への理解促進や理解推進事業の実施	・調査の実施と結果の分析に基づく対応策を検討 ・デジタルを活用した交流活動の試行	・調査結果に基づき、ガイドブック等を見直し・改訂	・デジタルを活用した交流活動の事例を周知	→
	⑦ 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究	・実践的研究事業 ・交流及び共同学習実態調査の実施	・実践的研究事業最終報告 ・交流及び共同学習実態調査の結果分析・検討	・研究成果の普及	→	
	⑧ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援	・幼稚園、小学校等の職員向け講習会の実施 ・就学前機関での相談会の実施	・幼稚園、小学校等の職員向け講習会の実施 ・就学前機関での相談会の実施 ・区市町村・都・都立特別支援学校が協働した相談会の検討	・区市町村・都・都立特別支援学校が協働した相談会の試行	→ → →	

(2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進

具体的な取組

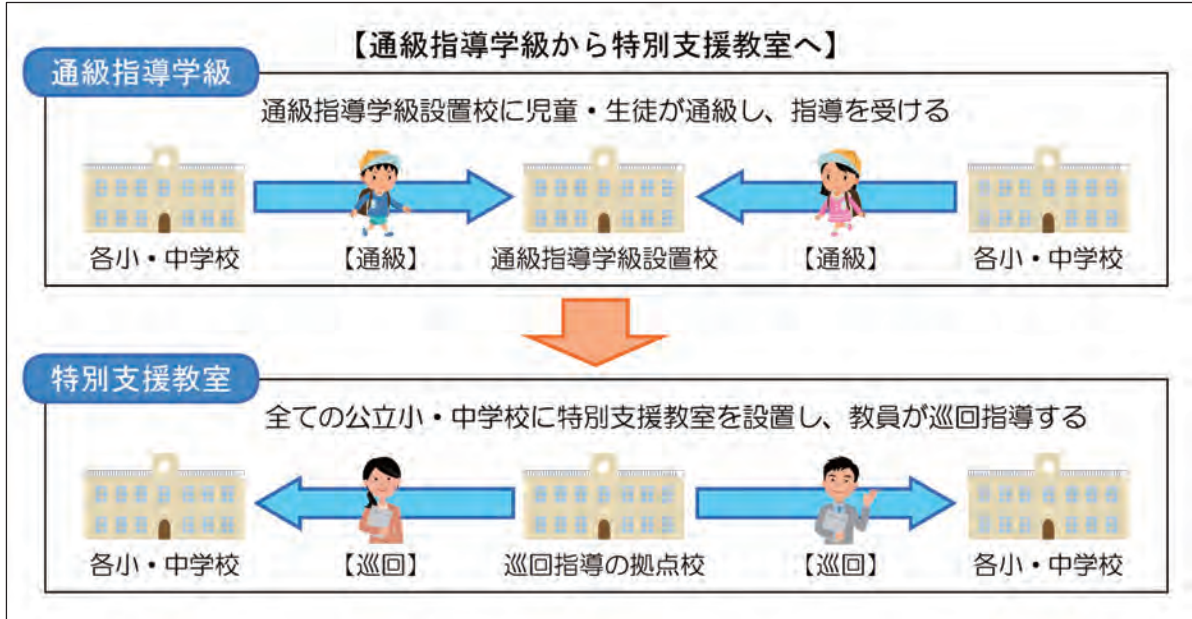
① 特別支援教室の円滑な運営

都における発達障害教育は、従来、通級指導学級における指導を中心に行われてきました。通級指導学級での指導は、対象の児童・生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通うことになるため、在籍校での授業に一部参加できなくなることへの不安や通学の負担、保護者の付添いなどの負担の課題がありました。

こうしたことから、都教育委員会では、発達障害のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送ることができるよう、発達障害教育を担当する巡回指導教員が各校を巡回して指導する特別支援教室の導入を進めてきました。

	通常の学級の児童・生徒数 a	発達障害のある児童・生徒の想定数 b	在籍率 b/a	通級による指導を受けている児童・生徒数 c	支援率 c/b	bのうち特別な指導が必要な児童・生徒数 d	割合 d/b
小学校	552,897人	33,661人	6.1%	6,209人	18.4%	16,445人	48.9%
中学校	228,340人	11,326人	5.0%	1,841人	16.3%	3,210人	28.3%

※ a及びcは、公立学校統計調査報告書による数値（小学校平成26年度、中学校平成27年度）
 ※ b及びdは、都教育委員会調査による数値（小学校平成26年度、中学校平成27年度）



特別支援教室については、平成 28 年度から都内公立小学校・中学校への導入を進め、平成 30 年度には全公立小学校で、令和 3 年度には全公立中学校で導入が完了しました（都立中高一貫教育校を含む）。

特別支援教室での充実した指導を実現するため、導入当初から特別支援教室専門員⁵⁰の配置や教員に対して専門的な助言等を行う巡回相談心理士⁵¹の派遣事業を実施し、令和 2 年度からは、豊富な経験をもつ都の特別支援教室巡回運営指導員⁵²（以下「運営指導員」という。）が小・中学校を訪問して、各校の取組や運営状況を確認した上で、他校での好事例を紹介するなどの具体的な指導・助言を行っています。

さらに、令和 3 年 3 月には、入退室の流れ、原則の指導期間⁵³、指導目標や指導内容の設定の考え方などを示した「特別支援教室の運営ガイドライン」（以下「運営ガイドライン」という。）を策定し、周知しています。

困難さを抱えた児童・生徒は全ての学校・学年・学級に存在しているという認識の下、小・中学校の教職員の理解を深め、適切な指導に生かすことができるようにしていきます。また、特別支援教室の取組を在籍学級での支援でも生かしていけるよう、巡回指導教員による特別支援教室での指導の充実に向けた取組を推進していきます。さらに、都立中高一貫教育校、附属小学校での取組の充実を図ります。

【発達障害教育に関するリーフレット】

⁵⁰ 巡回指導教員や巡回相談心理士の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導記録の作成など、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員

⁵¹ 児童・生徒が抱える学習面や生活面の困難さについての的確に把握し、巡回指導教員や在籍学級担任に専門的立場から助言する専門家（臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士及び公認心理士）

⁵² 特別支援教室を設置する学校に訪問し、各校の取組や運営状況を把握した上で、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づいた指導・助言や好事例の紹介などを行う都の職員

⁵³ 「特別支援教室の運営ガイドライン」P29, 45, 49 参照

ア 特別支援教室の運営ガイドラインに基づいた巡回指導の充実

各校が、児童・生徒一人一人の障害に起因する困難さのつまずきを把握し、適切な指導目標を設定して指導することで、児童・生徒の困難さの軽減を図ることができるよう、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会の場などを通じて運営ガイドラインの周知徹底を図ります。

また、運営指導員が小・中学校を訪問し、運営ガイドラインに基づいた指導や助言を行うことで、特別支援教室の運営の充実や、学校全体での取組の充実に向けた支援を行います。

イ 特別支援教室指導事例等検索サイトの運用

小・中学校における指導の好事例や指導教材等を共有する Web サイトの運用を通じて、各校での優れた取組を自校での取組に生かすことができるよう支援していきます。



ウ 都立中高一貫教育校、附属小学校での取組の充実

令和3年度から都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程にも特別支援教室の制度を導入しており、令和4年度には、都立立川国際中等教育学校附属小学校の開校に伴い、附属小学校にも制度を導入します。都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程や附属小学校においても、都内公立小学校・中学校での取組と同様に、特別支援教室などでの指導や支援の充実を図ります。

② 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発

令和3年度の都内全公立中学校（都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程を含む。）への特別支援教室の導入完了により、全ての小・中学校において、発達障害のある児童・生徒が在籍する学校で特別な指導を受けることができるようになりました。しかし、特別支援教室への入室に関する検討や決定の方法が区市町村や学校間で異なることや、退室を見据えた指導目標の立て方及び指導目標に対する評価の考え方が難しいことなどから、目標を達成して退室する児童・生徒の割合が区市町村によって大きく異なるなどの課題があります。

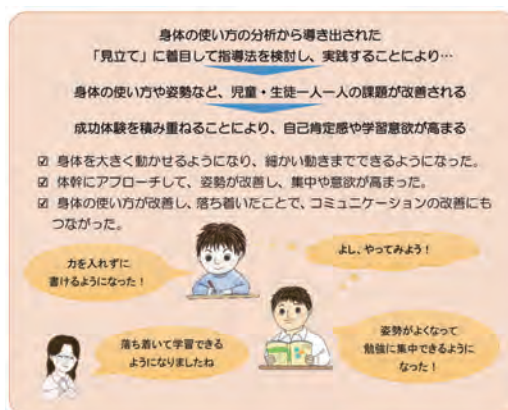
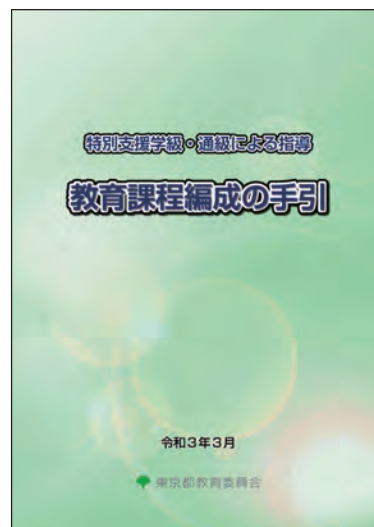
都教育委員会では、令和2年度に特別支援教室の入退室に係る流れや考え方に関する資料及びチェックリストを作成するとともに、「特別支援学級・通級による指導教育課程編成の手引」を改訂し、区市町村教育委員会及び小・中学校に配布しました。令和3年度から、こうした資料について特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や発達障害への理解や支援に関する講習会等において周知し、普及を図っています。

また、第一次実施計画における事業として、児童・生徒の学習上又は生活上の困難さのうち、身体の使い方に課題のある児童・生徒への指導の充実に向け研究・開発事業を実施し、令和2年度に指導資料「障害のある児童・生徒の学びを支える特別支援教育の充実」にまとめています。

特別支援教室においては、児童・生徒一人一人の障害の状態等の的確な把握に基づいて個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開することが大切です。その過程で、児童・生徒の学習上又は生活上の困難さを把握するための「文字の読み書きチェックリスト」や「社会性・行動のチェックリスト」⁵⁴が一層活用されるようにする必要があります。

そのため、在籍学級での支援から特別支援教室の退室までの流れと考え方（実態把握、指導目標の設定、評価等）に関して、特別支援教室における好事例を収集し、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会などの場において普及させることにより理解促進を図ります。

また、「文字の読み書きチェックリスト」「社会性・行動のチェックリスト」の活用については、区市町村教育委員会及び小・中学校の取組の中から好事例を収集し、他の区市町村教育委員会への周知を図ることで、一層の活用を促していきます。



【身体の使い方に課題のある児童・生徒への指導の充実】

⁵⁴ 児童・生徒の障害の特性を把握するためのチェックリスト。「文字の読み書きチェックリスト」では学習に関わる「読むこと」「書くこと」について、「社会性・行動のチェックリスト」では、対人関係やルールの理解、情緒のコントロールの状況などについて把握し、必要な支援について検討する。（「特別支援教室の運営ガイドライン」令和3年3月 東京都教育委員会）

身体の使い方に課題のある児童・生徒への指導の充実については、令和3年度の教育研究員による研究活動などを通して収集した事例を踏まえて、作成した指導資料の内容の成果普及を図ります。

③ 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実

発達障害のある児童・生徒は、特別支援教室に入室している場合でも、多くの時間を在籍学級で過ごしています。

発達障害のある児童・生徒が安心して在籍学級で過ごせるようにするためには、各小・中学校が、在籍学級における支援を検討・実施できるよう、区市町村教育委員会を支援していく必要があります。

こうしたことから、都教育委員会では、令和3年度から、区市町村教育委員会が独自に在籍学級で支援を行う人材を配置する場合や、特別支援教育コーディネーターの業務補助を行う人材を配置する場合に、配置に係る費用を補助する事業を開始しています。

令和4年度からは、区市町村教育委員会による在籍学級で支援を行う人材の配置をさらに促進していくため、補助要件の緩和や補助内容の充実を図ります。

また、こうした人材の効果的な活用事例を収集し、周知していくことなどを通じて区市町村教育委員会の取組を支援します。

④ 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実に向けた支援

都教育委員会では、これまで自閉症・情緒障害特別支援学級⁵⁵における指導内容や教育課程の編成・実施について研究・開発を行ってきました。平成28年3月に発行した「自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の在り方について」において、自立活動の時間を適切に位置付け、各教科等の指導の充実を図っていくことが重要であることを示しました。

小学校や中学校の学習指導要領では、自閉症・情緒障害特別支援学級において、自立活動を取り入れることに加え、児童・生徒の障害の状態等を考慮の上、実態に応



⁵⁵ 学校教育法第81条第2項の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その成果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級であり、知的障害を伴わない自閉症児及び情緒障害児を対象とするもの

じた教育課程を編成することを規定しています。

自閉症・情緒障害特別支援学級は、小・中学校の学級の一つですが、在籍する児童・生徒の障害の程度等によっては、障害のない児童・生徒に対する各教科等の年間指導計画などをそのまま適用することが、必ずしも適当でない場合があります。自閉症・情緒障害特別支援学級の設置が、それぞれの区市町村で進んできている現状を捉え、教育課程の編成状況の調査・分析を行い、結果をまとめた資料を区市町村教育委員会に提供します。区市町村を通じ、それぞれの学級が、児童・生徒の各教科等の習得状況や既習事項を踏まえて、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極めるよう促すとともに、前述の資料が各学級の教育課程の改善に資するようにしていきます。

また、場所、時間、活動などの内容や状況について、自閉症のある児童・生徒が視覚的に分かりやすく理解できるようにするための構造化⁵⁶など、都によるこれまでの研究の成果や、自閉症・情緒障害特別支援学級で困難さの軽減が図られた指導事例等の周知についても、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会の場などを通じて行っていきます。

あわせて、令和3年度に特別支援教室の導入が完了したこと等も踏まえ、運営ガイドラインに基づく巡回指導の実施や、指導事例の収集・周知などの様々な支援策を総合的に推進し、特別支援教室の指導により困難さの軽減につながった事例などを、自閉症・情緒障害特別支援学級の指導でも活用できるようにしていきます。

⁵⁶ 場所、時間、活動などの内容や状況について、自閉症のある児童・生徒が視覚的に分かりやすく理解できるようにするための指導の工夫。例えば、活動によって行う場所を分ける「物理的な構造化」、1日のスケジュールを提示する「時間の構造化」、一人で作業できるようにするために手順を分かりやすくする「活動の構造化」がある。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(2) 小学校、中学校における発達障害教育の推進	① 特別支援教室の円滑な運営					
	ア 特別支援教室の運営ガイドラインに基づいた巡回指導の充実	特別支援教室の設置	特別支援教室巡回運営指導員による学校訪問			
	イ 特別支援教室指導事例等検索サイトの運用	特別支援教室の設置	指導事例等検索サイトの運用による特別支援教室での指導の充実			
	ウ 都立中高一貫教育校、附属小学校での取組の充実	特別支援教室の設置	都立中高一貫教育校、附属小学校での特別支援教室の運営			
	② 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発		・入退室に係る流れと考え方に関する資料の作成 ・「教育課程編成の手引」の改訂 ・指導資料の作成 ・連絡協議会や講習会等による区市町村指導主事等の理解促進	・連絡協議会や講習会等による区市町村指導主事等の理解促進		
				・区市町村の指導事例の収集と成果の共有		
	③ 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実		支援員の配置費用補助による支援	・支援員の配置費用補助による支援の充実 ・補助事業の活用促進及び支援員の効果的な活用事例の情報収集及び周知		
						・事業の効果検証
	④ 自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)の充実に向けた支援	課題把握と必要な支援の検討	課題把握と必要な支援の検討			

2 都立高校等における特別支援教育の充実

(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備

具体的な取組

① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

都立高校等において、推進計画（第二期）策定後、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成率⁵⁷は上昇しています。令和3年度からは、全ての都立高校等が通級による指導の対象となったことから、より一層、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく適切な指導・支援を行うことができるようにする必要があります。

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒への個に応じた指導・支援を計画的かつ一体的に充実させていくために、引き続き学校生活支援シート及び個別指導計画の作成と活用を促進していきます。

毎年度、都立高校等の教員を対象に実施する高等学校における発達障害のある生徒の支援に関する講習会等で、学校生活支援シート及び個別指導計画の活用方法など、障害のある生徒への支援の在り方について説明し、計画的な指導・支援を実施できるようにしていきます。

② 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒の支援のための介助職員等の配置や、医療的ケアを要する生徒への支援のための看護師の配置等を実施しています。

また、学習の支援として、生徒や保護者からの申出に基づき、車いすを利用する生徒向けに高さ調整が可能な机や、学習用デジタル機器の導入等を実施するとともに、必要に応じてスロープ新設工事や手すり取付工事等を実施しています。

引き続き、生徒や保護者からの申出に基づき、障害の特性に応じた必要な合理的配慮を提供していきます。

また、新入生が、入学後速やかに合理的配慮を受けることができるよう、入学手続後の3月中に聞き取りを行うことで、障害の特性に応じた適時・適切な支援を提供していきます。

さらに、人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアが必要な生徒についても適切な対応を図っていきます。

⁵⁷ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成率は、個別の教育支援計画の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合であり、個別指導計画の作成率は、個別指導計画の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合である。いずれも、文部科学省調査「特別支援教育体制整備状況調査結果」による。

③ 進路指導の充実

都立特別支援学校では、生徒の就労後の職場定着を図るために、生徒一人一人の適性に応じた職種や職場との適合(マッチング)に力を入れています。こうした知見は、都立高校等に在籍する障害のある生徒の職場定着に向けても有用です。そこで、都立高校等と都立特別支援学校の連携の強化を図るために、東京都学校経営支援センター⁵⁸(3センター・3支所の計6か所)において、都立特別支援学校の進路指導担当教員と都立高校等の進路指導担当教員が参加する、特別な支援を必要とする生徒のための進路指導連絡協議会を開催してきました。

進路指導連絡協議会の中では、地域の実情に応じた事例を取り上げ、情報共有を図っています。

また、東京都学校経営支援センターや都立特別支援学校が有するノウハウや高い専門性を生かした研修等を実施し、都立高校等に在籍する障害のある生徒の進路指導に関する専門性向上を図っています。

これまでの成果を踏まえつつ、都立高校等と都立特別支援学校との連携を更に充実させるため、引き続き進路指導連絡協議会を定期的で開催します。都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターからの事例紹介や、各地区の連絡協議会での事例検討の実施状況を共有し、都立高校等の事例についての情報共有、意見交換の活発化を図ります。

④ 特別支援教育コーディネーター研修の充実

【後掲：第4章-1-(2)-②-ア (P.145)】

⑤ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援

【後掲：第4章-1-(2)-③ (P.146)】

⁵⁸ 校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行うとともに、学校における契約等の事務の集約を行い、経営企画室の経営面の機能強化を図ることにより、都立学校の教育の質的充実を図り、都民の期待に応える学校づくりを実現するため、平成18年4月に3センター(東部・中部・西部)及び3支所(東部支所・中部支所・西部支所)を設置した。「経営支援ライン」による月1回程度の学校訪問を通して、学校の課題を的確に把握し、学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援や「業務支援ライン」による庶務、経理、施設等の事務の集約処理を行うとともに、IT化・アウトソーシングにより事務の軽減化及び効率化を図っている。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備	① 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	都立高校等の教員向け講習会の開催	講習会を継続開催し、都立高校等の教員の理解を促進		
	② 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施	車椅子生徒用机や学習用デジタル機器等の整備を実施	引き続き、適切な合理的配慮を提供		
	③ 進路指導の充実	都立高校等の進路指導担当教員向けの進路指導連絡協議会の開催	進路指導連絡協議会を継続開催し、都立高校等の進路指導担当教員の専門性を向上		
	④ 特別支援教育コーディネーター研修の充実	特別支援教育コーディネーター研修の実施	・特別支援教育コーディネーター研修の実施 ・講座ごとの受講・動画配信		
	⑤ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援	・島しょ地域研修支援事業による専門性の向上 ・特別支援教育担当指導主事等による研修の実施	・島しょ地域研修支援事業による専門性の向上 ・特別支援教育担当指導主事等による研修の実施		

(2) 都立高校等における発達障害教育の推進

具体的な取組

① 通級による指導の充実

平成28年12月の学校教育法施行規則の改正により高校における通級による指導が制度化され、平成30年度から施行されました。こうした状況を受け、平成30年度から3年間、都立高校1校をパイロット校に指定し、通級による指導の実践と検証を行ってきました。これらの実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高校等における通級による指導を開始しています。

	生徒数 a	発達障害の可能性のある生徒の在籍数 b	在籍率 c=b/a
全日制	119,274人	2,997人	2.5%
定時制	9,761人	1,403人	14.4%
計	129,035人	4,400人	3.4%

aは、「令和3年度 公立学校統計調査報告書【学校調査編】」(都教育委員会)による数値

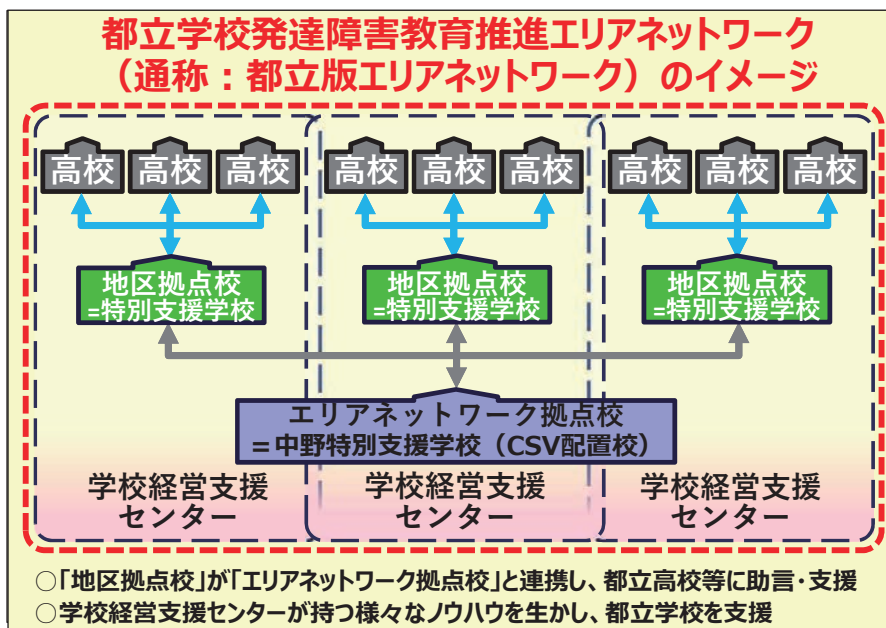
bは、令和3年度に都教育委員会が実施した調査結果による数値

【都立高校における発達障害の可能性のある生徒の在籍状況】

今後、都立高校等における通級による指導や通常の授業等での発達障害のある生徒への支援を充実させていくためには、都立高校等における発達障害教育を支える仕組みづくりが必要です。

そのため、各都立高校等が、生徒の学習上又は生活上の困難さを見極める際や、生徒の障害の特性に応じた指導を行う際に、多くの指導経験などを有する都立特別支援学校が、都立高校等を地区ごとに支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」(以下「都立版エリアネットワーク」という。)を新たに整備します。

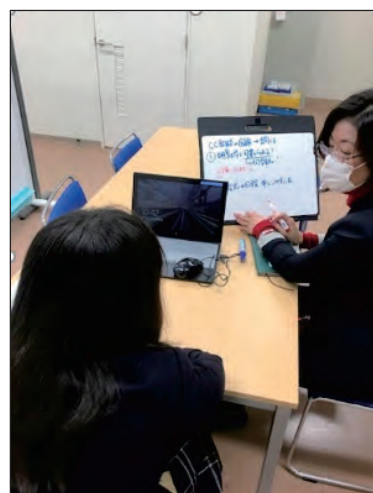
都立版エリアネットワークでは、地区ごとに都立高校等を支援する特



別支援学校を「地区拠点校」とし、地区拠点校と連携しながら都立高校等を総合的に支援する特別支援学校を「エリアネットワーク拠点校」とします。エリアネットワーク拠点校には、高い知識と指導スキルや経験などを有する教員を「センター的機能スーパーバイザー」として新たに配置し、地区拠点校による都立高校等への支援などを総合的にサポートします。東京都学校経営支援センターは、様々な支援のノウハウを活かして各都立学校を支援します。

具体的には、都立高校等における、特別支援教育コーディネーター間の事例等の共有、教職員の発達障害に関する理解の促進、通級を実施する際の指導計画作りや評価の方法、発達障害のある生徒への日々の対応などについて、地区拠点校が、エリアネットワーク拠点校や東京都学校経営支援センターと連携し、電話やメール、直接訪問などにより都立高校等に助言や支援を行います。

これらの取組により、各都立高校等と外部人材が連携して指導する都立高校等における通級による指導や在籍学級での支援なども充実させ、発達障害のある生徒の困難さの軽減を図り、卒業後の進学や就職につなげていきます。



【通級による指導の様子】

② 通級による指導の指導内容の充実

都教育委員会では、様々な人と関わる方法を学べる副教材「マイ・ライフ・デザイン⁵⁹」を作成し、各都立高校等に配布しています。

各都立高校等が「マイ・ライフ・デザイン」を授業等で活用することで、対人関係やコミュニケーション、障害に関する理解や社会性の向上を図ってきました。

「マイ・ライフ・デザイン」は、令和3年度から開始した都立高校等における通級による指導において活用することも有効です。

通級による指導を充実させていくには、生徒一人一人の状態に応じた指導を行う必要があることから、今後は、



⁵⁹ 生徒が様々な人と関わることのできるコミュニケーション能力や、自分の感情の動きをコントロールする力を身に付け、社会人としてのルールやマナーを守って行動できるようになることを目的に作成した教材

「マイ・ライフ・デザイン」を活用した指導などの指導事例について共有し、指導内容や方法等を周知するための連絡会の実施等の取組を通して、各都立高校等における通級による指導の円滑な実施につなげていきます。

また、「マイ・ライフ・デザイン」を電子化し、通級による指導だけでなく発達障害のある生徒の指導の場面で、いつでも活用できるようにしていきます。都立高校等において「マイ・ライフ・デザイン」を授業や進路指導の場面で活用し、通級による指導が必要な生徒に対しての具体的な取組を進めるとともに、校内研修に活用するなどして、教員の資質・能力の向上につなげていきます。

③ 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施

都教育委員会では、各都立高校等に在籍する発達障害のある生徒で、学校を離れて特別な指導・支援を受けたいと考える生徒のため、土曜日等の教育課程外に、民間の力を活用して、コミュニケーションなどの高校生活に役立つ特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を平成28年度から実施しています。



【講座の様子】

講座を受講している生徒が在籍している学校の教員に、講座を見学してもらうことや、講座の指導記録を、在籍している学校に報告し、指導終了時には在籍している学校を訪問して助言を行うことなどにより、各都立高校等と連携して、生徒の困難さの軽減を図る取組を推進しています。

また、令和3年度からは、生徒のニーズに応えられるよう講座定員を拡大したほか、コロナ禍でも支援を継続できるよう、オンラインを活用した指導を実施しています。

今後は、指導が必要な生徒のうち、学校を離れて支援を受けたいと希望する生徒が、より多く講座に参加して困難さを軽減し、講座で学んだことを学校生活などの実生活で生かせるよう、更なる充実を図る必要があります。

そのため、コミュニケーションアシスト講座を効果的に周知していくほか、これまでの講座の実績や受講した生徒の意見などを参考に、講座の内容の充実を進めていきます。

また、都立高校等の校内での支援の充実を図れるよう、講座における指導・支援の実績や効果などに関わる学校への報告と助言を引き続き実施します。

コミュニケーション アシスト講座で 新しい友達を作りませんか？

「コミュニケーション アシスト講座」(通称: コミュアシスト)は、都立高校生(私立中等教育学校後援校の生徒を含む)のための学校外で開催される講座です。土曜日等を利用して、ソーシャルスキル(人間関係、自己表現など)やコミュニケーションなど高校生活に役立つ内容を学びます。



こんな高校生におすすめ!



- 友達を作りたい
- 自分の良い所を見つけない
- 計画・気持ちのコントロールができるようになりたい

3つのコースから選ぼう!

講座A(通年/全30回)

自分とじっくり向き合い、高校生活に役立つスキルを仲間と一緒に学びたい人におすすめ!

講座B(短期/全10回)

I: 6/5~9/25 II: 10/2~12/4 III: 12/11~2/26
部活や行事で忙しい人、まずは少人数で学びたい人におすすめ!

講座C(夏期/全10回)

夏休みならではの特別活動に挑戦したい人におすすめ!
2学期からの高校生活を楽しく過ごすコツを学べます!

話し合いから学ぶ!



高校生活の困り感について、仲間とのグループワークから自分に合った方法を考えよう!

- ☑ 友達を作るにはどうしたらいい?
- ☑ 自分に合った進路とは?
- ☑ イライラや不安と上手く付き合うには?
- ☑ 自分の良い所を見つけるには? など

1時間目

高校生活・自立に役立つ20のスキル! 2時間目



高校生活に活かせるスキルと実践の方法を、クラスで学ぼう!

- ☑ 自分の意見を分かりやすく伝える
- ☑ SNSやスマホとうまく付き合う
- ☑ テスト勉強の計画を立てる
- ☑ カバンの中をすっきりさせる(整理整頓) など

チャレンジタイム

みんなで協力して一つのものを作り上げたり、自分を自由に表現したりしてみよう。新しい活動に挑戦して、新しい自分を見つけよう!



「チャレンジ! ボディパーカッション」
(講師/元田 優香先生)

● Persuasion Performance Players (PSP) 所属、現在は東京大学付属エリートメイトで活動中
楽器がなくても大丈夫! 体を楽器にしてリズムアンサンブルに挑戦しよう!



「歌で表現しよう!」
(講師/いちろー先生)

● 元、東京都立音楽コンクール、2009年度は立川市立高校で合唱部部長、13歳から20歳までYouTubeで活動中
気持ちを言葉にして、歌で表現することの面白さを体験しよう!



「コミュアシお笑い道場! 笑いで伝えてみよう」
(講師/オシエリス)

● 1年一学期からお笑いコンビ
お笑いからコミュニケーションを学ぼう。

～その他、活動例～

☑ コミュアシ小説講座! 仲間と一緒に表現の楽しさを味わおう!

☑ みんなで行こう! オンライン修学旅行! コミュアシのみんなで、高校生活の思い出を作ろう!

受講生の高校生活を応援!!

☑ コミュアシ・ポータルサイト・公式LINE
コミュアシで学んだことをいつでもどこでも振り返れる!
高校生活に役立つお知らせを配信します。

☑ 高校生活応援手帳
スケジュールや目標管理に役立つ手帳をプレゼント!
コミュニケーションに役立つページもたくさん!



講座A・講座B

期間 令和3年 **6/5** ▶ 令和4年 **2/26** 毎週土曜日

[AMの部] 10:30~12:30 [PMの部] 14:00~16:00 (いずれかを選択)

会場 [東部]TKP 飯田橋ビジネスセンター(飯田橋) [西部]クロスウェーブ府中(北府中)

講座C

期間 令和3年 **8/9月** ▶ **12** ▶ **8/16月** ▶ **21** 全10日間

[AMの部] 10:30~12:30 [PMの部] 14:00~16:00 (いずれかを選択)

会場 [東部]日本社会事業大学文京キャンパス(茗荷谷) [西部]多摩永山情報教育センター(永山)

お申込み

東京都教育委員会のホームページより
申込用紙をダウンロードし、在籍校へ
提出してください。

東京都教育委員会 HP: https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/high_school/event_and_information/assit_seminar03/



保護者の方へ

この講座は都立高校の教育課程外かつ学校外で実施する講座で、都立高校に在籍し、何らかの悩み、困り感をもつ生徒が対象です。専門性を有する民間事業者の指導のもと、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルを学んで高校生活に活かすことが目的です。

●お問い合わせは... (教育庁都立学校教育部) 電話:03-5320-7838

YouTube

詳しい活動内容は「コミュアシ公式 YouTube」をチェック!



コミュアシ 2020の活動「あなたの気持ちが曲になる!PVも見れます。」
https://www.youtube.com/channel/UC17_LgrtDof7SUZvxa90B8g



【講座のリーフレット】

④ 心理の専門家による相談支援体制の整備

都教育委員会では、発達障害の可能性のある生徒に関して専門的な判断や支援に関する相談ができるよう、都立高校等へ心理の専門家を派遣しています。令和3年度から都立高校等における通級による指導を開始したことに伴い、心理の専門家の派遣による支援の重要性や必要性が増加していくことが考えられます。

また、心理の専門家と都立高校等や都立特別支援学校などが連携し、指導の充実を図っていく必要があります。

こうしたことから、都立高校等の要請に応じた心理の専門家の都立高校等への派遣を継続しつつ、心理の専門家と東京都学校経営支援センター、都立特別支援学校及び都立高校等が連携し、発達障害のある生徒への総合的な支援につなげていきます。

⑤ 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実

これまで、発達障害のある生徒への支援に関する講習会を実施し、都立高校等の教職員への理解啓発を図ってきました。

また、東京都学校経営支援センターにおいて進路指導連絡協議会を開催し、発達障害のある生徒の就労支援などの充実に向けて、都立特別支援学校と都立高校等の連携を図っています。今後は、通級による指導の開始に伴い、更に内容等を充実していく必要があります。

そのため、今後も講習会や協議会の開催を継続し、都立特別支援学校と都立高校等の連携により、発達障害のある生徒がより適切な職場に就職できるようにするための進路指導の在り方や進路開拓の在り方等について、都立特別支援学校と都立高校等におけるノウハウの共有を図っていきます。

また、心理の専門家による適切な指導・助言などをもとに、都立高校等が必要に応じて「自立支援チーム」(ユースソーシャルワーカー)の派遣を申請し、生徒の障害の状態に応じた進学・就労支援に取り組んでいきます。

⑥ 発達障害教育に対する教員の理解推進

都立高校等において、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施していくに当たっては、都立高校等の教員が、特別支援教育全般や発達障害の特性に関して十分に理解する必要があります。そのため、発達障害のある生徒に対する在籍学級での支援や通級による指導の事例を取り上げた講習会を継続して実施し、都立高校等の教員の専門性向上を図っていきます。

⑦ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施

これまで、東京都学校経営支援センターにおいて、各都立高校等の発達障害の理解に関する実践事例の報告や都立特別支援学校との情報交換等を行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を開催し、発達障害のある生徒への指導と支援についての情報交換・情報共有を進めてきました。

都立高校等で指名されている特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上を図るためには、都立高校等と都立特別支援学校との連携を更に充実させる必要があります。

そのため、「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を継続して実施するととも

に、この協議会の場において、都立特別支援学校が都立高校等に対して行った困難な相談事例への対応状況なども共有することなどにより、都立高校等における通級による指導を支援します。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) 都立高校等における発達障害教育の推進	① 通級による指導の充実	都立高校等において通級による指導を開始	都立版エリアネットワークによる支援や研修等による教員の専門性向上を総合的に進め、指導の支援を充実		
	② 通級による指導の指導内容の充実	発達障害のある生徒への指導内容の充実	・通級による指導の連絡会における指導事例等の周知 ・副教材を電子化して配布		
	③ 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施	教育課程外での特別な指導・支援の検討、実施	順次、講座を充実して実施		
	④ 心理の専門家による相談支援体制の整備	心理の専門家による相談支援体制の整備	・都立高校等への心理の専門家の派遣 ・心理の専門家と都立特別支援学校、都立高校等が連携した支援の充実		
	⑤ 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実	・進路指導連絡協議会におけるノウハウの共有 ・「都立学校『自立支援チーム』派遣事業」の活用	・進路指導連絡協議会におけるノウハウの共有 ・「都立学校『自立支援チーム』派遣事業」の活用		
	⑥ 発達障害教育に対する教員の理解推進	都立高校等の教員向け講習会の実施	講習会において都立高校等の教員の理解を促進		
	⑦ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施	協議会の開催による都立高校等の特別支援教育コーディネーターへの支援	協議会の開催による都立高校等の特別支援教育コーディネーターへの支援		

